

臨床研修病院の指定権限について（第2次回答 C：対応不可）

- 医師は、医業を独占する者であって、診療の補助等を行う他の職種とは患者に与える影響において大きな違いがある。このため、6年間の大学での医学教育、医師国家試験に加え、臨床研修を2年間必修化し、医師としてのレベルを確保している。  
臨床研修の必修化前は、研修病院の指定に当たって各病院の研修プログラムの内容を  
確認しておらず、また、経験の浅い研修医による医療事故が起こっているという指摘も  
あった。必修化後は、研修プログラムの内容も確認したうえで研修病院の指定を行う  
仕組みに改められており、医療安全を確保する観点からも研修病院の指定に関する重要  
性は増している。  
上記の理由から、**研修病院の指定について医師を他の職種と同列に扱うことはできない。**
  - **医道審議会では、外形的な基準からは判断が難しい要素を含めて、すべての病院(群)の  
研修プログラムの内容を確認している。**
    - (例) 必修科目である内科及び救急部門の症例について、過度の偏りがなく到達目標を達成できるか
    - ・ 外科等に重点を置いたプログラムにおいても、基本的な診療能力を習得するという到達目標達成のため、当直や外来などで  
他科の幅広い症例を経験できるプログラム内容になっているか
    - ・ 臨床病理カンファレンス（CPC）を適切に開催するために、協力型病院等を含めた臨床研修病院群全体で必要な体制を確保  
しているか
- また入院患者数が少なく症例数の確保等に懸念がある場合には、個別の訪問調査を行い、  
適切な指導体制の確保等を個別に評価することとしている。
- このように、**医道審議会では全国唯一の専門的な視点から個別の事例について判断して  
おり、その都度の意見聴取が必要となる。**

提案事項：臨床研修病院の指定、研修医受入定員調整権限の都道府県への移譲

研修医受入定員調整権限について（第2次回答 E：実現に向けて対応を検討）

- 研修医の募集定員数については、現在予定されている地域枠の医師数であれば、都道府県の調整枠で対応できると考えているが、今後、都道府県が希望する場合には、調整枠だけでなく基礎数も含めて病院に配分する方式を選択できるよう、医道審議会で検討する。

臨床研修病院の指定権限について

※ 9月8日提案募集検討専門部会ヒアリング時説明資料

○ 臨床研修は、医師国家試験に合格した医師が、診療に従事するための要件となる研修であり、**一定レベル以上の研修の質を全国的に確保する必要**がある。

○ このため、医師法上、厚生労働大臣は、臨床研修病院を指定するときは、学識経験を有する委員等から構成される医道審議会の意見を聴くこととされている。

指定の権限を移譲した場合、このような手続きを経ることが困難となり、研修の質を確保できなくなるため、権限は移譲できない。

## 研修医受入定員調整権限について (1) 研修プログラム用定員の裁量拡大

※ 9月8日提案募集検討専門部会ヒアリング時説明資料

- 平成22年度の研修より、地域の医師不足を解消する観点から、都道府県別に、医学部の入学定員数や人口、地理的条件等に応じた募集定員数を設定。
- 一方、各病院は、前年度の研修内定者分まで募集定員を保証される仕組みがあり、東京や大阪など都市部の都道府県では、県内病院の募集定員数の合計が、各都道府県の定員数を上回っていた。
- 平成27年度研修から、各病院に前年度内定者数を保証する代わりに、各県の基礎数（上記の募集定員数に相当）を上回る分を合計し、各県の調整枠として再配分※した。

※ 各都道府県における直近（平成25年度）の研修医採用実績数で按分。

- 平成27年度研修における、兵庫県の募集定員数は次のとおり。  
全体：416人（うち基礎数：343人、都道府県調整枠：**73人**）
- 都道府県は、調整枠分を県内病院に裁量で割り振ることができるため、**現状でも、政策的に設定した研修プログラムに、調整枠から定員を付けることが可能**となっている。

研修医受入定員調整権限について (2) 地域枠出身研修医への対応

※ 9月8日提案募集検討専門部会ヒアリング時説明資料

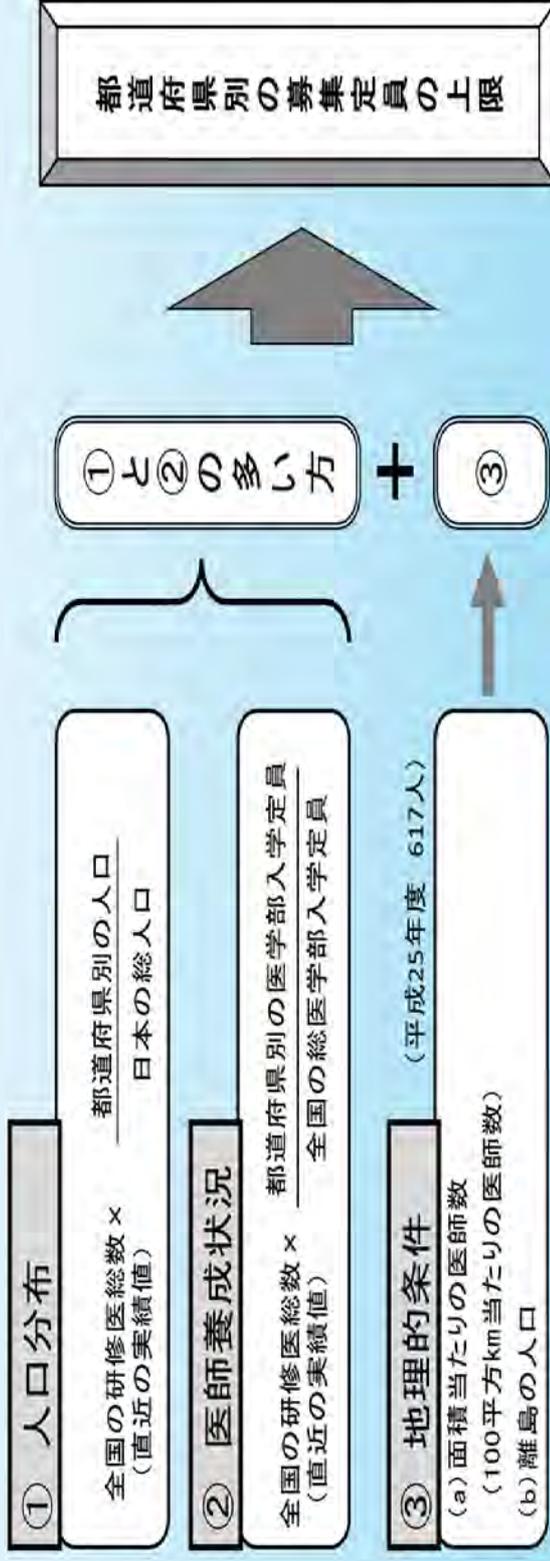
- 兵庫県の地域枠（医師修学資金募集人員）は以下のとおり推移。

募集年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
募集人数	4人	10人	14人	14人	17人	19人	19人
- 現状の仕組みでも、各都道府県の調整枠で地域枠に地域枠に対応可能と考えられるが、仮に、今後、地域枠医師が増加して調整枠で対応できなくなった場合、**都道府県が、調整枠だけでなく基礎数も含めて病院に配分する方式を選択できるよう検討。**
- なお、都道府県調整枠の規模については、基礎数における地理的加算等を調整することで、適切な規模を確保していく。

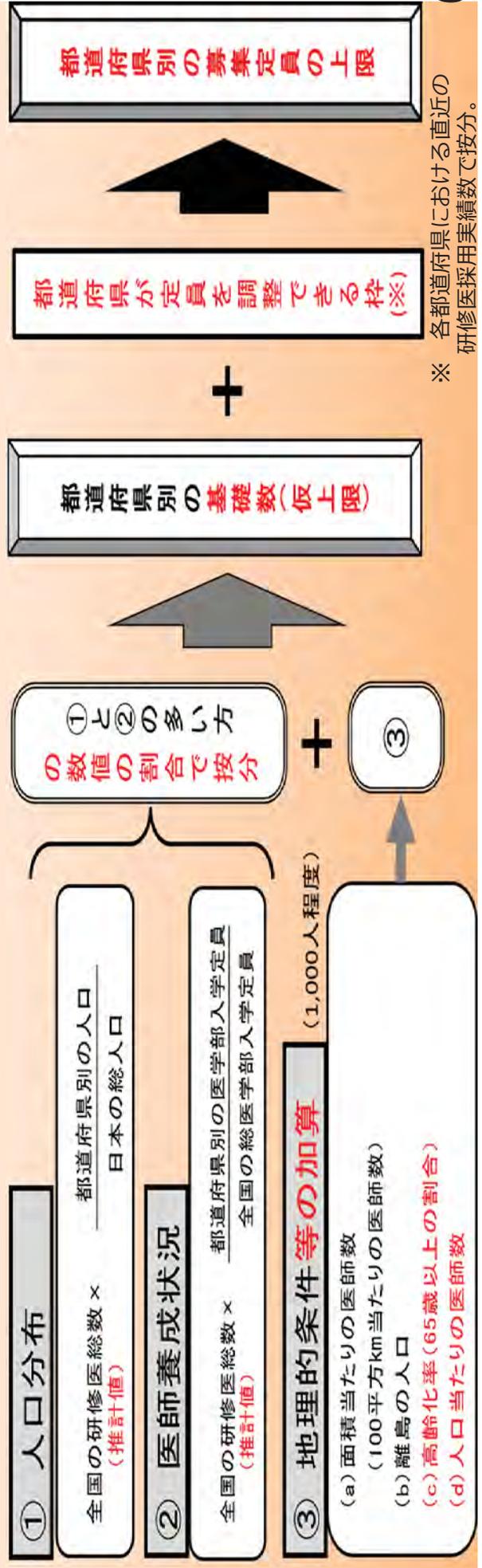
# 都道府県別の募集定員について

## 参考 1

平成26年度研修まで：研修医総数を各県に按分した数 + 地理的加算 = 都道府県別定員数



平成27年度研修～：研修医総数を各県に按分した数 + 地理的加算 + 都道府県調整枠 = 都道府県別定員数



※ 各都道府県における直近の研修医採用実績数で按分。

# 都道府県別の募集定員と受入実績の状況（平成23年度）

## 参考 2

